

自動車税（種別割）の地方税共通納税システムによる納付の開始に伴う変更点のお知らせ

キャッシュレス納付に関することは
こちらの地方税お支払サイトでご確認を

URL: <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



令和5年4月から自動車税（種別割）について地方税共通納税システムによる納付の開始に伴い、納付方法や車検用納税証明書について次のとおり変更となります。

納付に関すること

① 納付方法について

- 地方税お支払サイトを利用して、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付ができます。（対応アプリについては一部変更となります。）
- 地方税統一QRコード対応金融機関であれば全国の金融機関から納付ができます。（金融機関、コンビニエンスストア及び県総合（県税）事務所での納付に変更はありません。）

② 納付書の取扱期限の設定について

- 「QRコード（eL-QR）」が印字された納付書は、取扱期限があります。（取扱期限を過ぎた場合は、金融機関窓口以外ではご利用できません。）
取扱期限内であれば、キャッシュレス納付（スマートフォン決済アプリ又は地方税お支払サイトを利用した納付）の場合は、納付日時点での延滞金を併せて納付することができます。（取扱期限を過ぎると利用できません。）
- 金融機関及びコンビニエンスストアでは、納付書に記載された金額のみの納付となります。（金融機関窓口での納付対応については下の③をご覧ください。）

③ 金融機関窓口での納付対応について

- 金融機関窓口では、納付書に記載の金額のみを領収いたします。
- 延滞金が発生している場合は、延滞金の計算は行いませんのでご承知願います。
納付後に延滞金が発生している場合は、後日管轄の県総合（県税）事務所から、延滞金分の納付書が送付されますので、別途ご納付ください。
なお、取扱期限の過ぎた納付書も利用できますが、同様の対応となります。
※地方税お支払サイト又はスマホ決済アプリから納付する場合は、取扱期限内であれば、延滞金が自動的に計算され併せてご納付できます。

（参考）

キャッシュレス納付は、
この位置にある「QRコード（eL-QR）」を
読み取ってください。

この納付書でコンビニエンスストアやキャッシュレス納付
ができる取扱期限は、ここに記載があります。
金融機関窓口では、取扱期限にかかわらず、納付書に表示
された金額のみ納付できます。
車検間近で、延滞金が発生している場合等は、延滞金の納
付漏れにご注意ください。

車検時の納税証明書に関すること

① 納税証明書の有効期間の設定について

令和5年度から自動車税（種別割）納税通知書に添付されている「自動車税（種別割）納税証明書」（右図参照）については、領収印の日付を基準とした納税証明書の有効期間が設定されます。
領収日付印欄に押印された領収印の日付が、記載の期日の翌日以降のものは、納税証明書に領収印があっても、車検時等の納税証明書としてご利用できません。

下の【領収印A】の日付がこの日付の翌日以降の場合は、領収印が押してあっても納税証明書としてご利用できません。

- 納付後1週間以上経過している場合は、まずは運輸支局のシステムでご確認ください。
- 直前に納付した場合は、その領収証書の原本を県税窓口で確認させていただき、申請により納税証明書を発行しております。（現行と同じ）

② 口座振替の方の納税確認がスムーズになります

これまで、口座振替日（納期限）から約10日間程度の間は車検を受ける場合は、県各窓口で交付する納税証明書が必要でしたが、令和5年度からは、前年度分までに未納が無い場合に限り、運輸支局のシステムにより納税確認ができます。
車検の際は、まずは運輸支局のシステムでの確認をおすすめします。（車検後に当年度分が口座振替されていなかった場合は、後日納税義務者様あてに口座引落としが出来なかった旨の連絡及び納付書を発送いたします。）

③ 納付後の運輸支局システムへの反映について

地方税共通納税システムの導入により、運輸支局システムへの反映は右図のとおりとなります。

※口座振替については、毎年納期限に引落されますが、反映されるまでの取扱いについては、上記②のとおりです。

納付方法		反映の目安
窓口納付	県内金融機関	納付日から1週間程度
	県外金融機関 (地方税統一QRコード対応金融機関の場合に限る) 全国コンビニエンスストア	
口座振替※		
キャッシュレス納付	スマートフォンアプリ	納付日から2週間程度
	地方税お支払サイト	
	上記以外	

車検時は、運輸支局でのシステム確認が便利です。
納付済みの場合は、県各窓口で納税証明書を取得する前に、運輸支局で継続検査手続きの書類の提出をお願いします。
(運輸支局窓口では、新しい車検証を交付する前に納税確認をしています。)



お問い合わせ先：石川県総務部税務課 自動車税グループ TEL 076-225-1273